2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を徳島県庁及びつるぎ町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第三百八十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十五年一月二十四日

農林水産大臣　林　芳正

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

徳島県三好市三野町太刀野山字黒谷六二七一の六四から六二七一の一〇六まで、六二七三、六二七七の一から六二七七の三まで、六二七八、字百合切四四六六から四四六九まで、四四七三、四四七四の一、四四七四の二、四四七五の二、四四七七の二、四四七八の三、四四七九、四四八〇の一、四四八〇の二、四四八六、四四九一の一、四四九三の一、四四九六の一、四四九八、四五〇〇の一、四五〇〇の二、四五〇一の一、四五〇一の二、四五〇二から四五〇四まで、四五〇五の一、四五〇九の一、四五〇九の二、四五一三の一、四五一三の二、四五一五の一、四五一五の二、四五一六の二、四五一八の一、四五一八の二、四五一九の二、四五二〇の一、四五二〇の二、四五二一、四五二二、四五二三の一から四五二三の三まで、四五二三の五から四五二三の五九まで、四五二三の六一から四五二三の六三まで、四五二三の六五、四五二三の六六、四五二三の六八、四五二三の七〇、四五二三の七二、四五二三の七四から四五二三の七七まで、四五二三の八〇、四五二三の八一、四五二四の一から四五二四の三まで、四五二五の一、四五二五の二、四五二六、四五二七の一、四五二七の二、四五二八、四五二九の一から四五二九の三まで、四五三〇、四五三二の一、四五三三の一、四五三三の二、四五三五、四五三九の一から四五三九の五まで、四五四〇、四五四一の一から四五四一の四まで、四五四二の一から四五四二の六まで、四五四三、四五四四、四五四七、四五四九、四五五一の一、四五五一の二、四五五二、三野町太刀野字馬谷二一五二の一、二一五二の二、二一五三の一、二一五四、二一五五、二一五七の一、二一五八から二一六〇まで、二一六一の一、二一六二の一、二一六二の五、字小太刀ノ一九三一の五、一九三一の六、一九三一の八、一九三一の九、一九三一の一一から一九三一の一三まで、一九三一の一八、一九三一の一九、一九三一の二一、一九三一の二二、一九三一の二四、字鶴石一九八一の一、一九八八の一から一九八八の五まで、一九九〇、一九九七、二〇〇四の一から二〇〇四の三まで、二〇〇六の一、二〇〇六の二、二〇〇八の一から二〇〇八の七まで、二〇一〇、二〇一一、字堂の谷二一一九の一、二一一九の二、二一二〇の一から二一二〇の三まで、二一二一の一から二一二二の五まで、二一二三、二一二四の一から二一二四の六まで、二一二五の一から二一二五の四まで、二一二六の一八から二一二六の二六まで、二一二六の三〇、二一二六の三一、字孫十郎谷二〇四七の二、二〇五一の一、二〇五一の二、二〇五二の一、二〇五二の二、二〇五三から二〇五八まで、二〇六五の一、二〇六五の二、二〇六八、二〇六九の一、二〇七一の一、二〇七一の二、二〇七二の一、二〇七二の二、二〇七三の一、二〇七三の二、二〇七四の一、二〇七四の二、二〇七五、三野町勢力字大谷尻八七六の一から八七六の四まで、八七七の一から八七七の八まで、八七七の一二、三野町加茂野宮字北西王地一六六二、字東山二一四九の一五五、二一四九の一五七、二一四九の一八三から二一四九の一八九まで

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字東山二一四九の一八三、二一四九の一八八（次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を徳島県庁及び三好市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第三百八十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十五年一月二十四日

農林水産大臣　林　芳正

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

徳島県美馬郡つるぎ町半田字折坂二〇五、二二一の二、二五七の一、四九一の一、四九一の二、四九二、四九五の一、四九五の二、四九六、四九七、四九九、五〇〇の二、五〇一の二、五〇三の二、五〇四、五〇六の五、五〇七から五一〇まで、五一三、五四二の一、五四二の二、五四二の三、五四二の四、字蔭名六七五の一、六七六、六七七の一、六七九、七一二、七三四の二、七三六の二、七三七、七三八の一、七三八の四、七三八の五、七三九、七七七の一から七七七の三まで、七八一の一、七八一の二、七八三の二、七八四、七八六、七八七、七八九の二、九二七の二、九二八、九三〇、九三八の一、九三八の二、九八一の二、九八二、九八八の三から九八八の五まで、九九一、九九四、字小谷四〇六の一、四八九の一三、四八九四の二、字下竹一八〇、一八一の一、一八一の三、一八三、一四九七の一、一四九八の一、一四九八の四、一五〇一の一、一五〇一の二、一五〇三から一五〇五まで、字長野二五七の一から二五七の四まで、二五八、二五九の一、二六〇、字日谷尾三九二の一、四三〇の一

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字蔭名六七五の一、六七六、六七七の一、六七九、七一二、七三四の一、七三四の二、七三六の二、七三七、七三八の四、七三八の五、七三九、七七七の一から七七七の三まで、七八一の一、七八一の二、七八三の一、七八四、七八六、七八七、七八九の二、九二七の一、九二八、九三〇、九三八の一、九三八の二、九三九の二、九八一の二、九八二、九八八の三から九八八の五まで、九九一、九九四、字小谷四〇六の一、四八九の一三、四八九四の二、字下竹一八〇、一八一の一、一八一の三、一八三、一四九七の一、一四九八の一、一四九八の四、一五〇一の一、一五〇一の二、一五〇三から一五〇五まで、字長野二五七の一から二五七の四まで、二五八、二五九の一、二六〇、字日谷尾三九二の一、四三〇の一

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を徳島県庁及びつるぎ町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第三百八十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十五年一月二十四日

農林水産大臣　林　芳正

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

徳島県三好市池田町州津中津一八七六の五から一八七六の一九まで、池田町西山穴漬四一八〇の四、四一八〇の七、四一八〇の一〇、四一八〇の一二、四一八五の一、四一八六の一、四一八六の五、四一八七の一、四一八七の三、四一八八、四一八八の二、四一八九、四一九〇の三から四一九〇の五まで、四一九〇の一〇、四一九〇の一三、四一九一の一、四一九一の二、四二〇八の一、四二〇八の四から四二〇八の七まで、落一六二